北海道公朝

海 編集 総 務 政 局 電話 011-204-5035 FAX 011 - 232 - 1385

目 次 ページ 規 則 ○北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正す 1 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…(循環型社会推進課) 3 ○十壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……(循環型社会推進課) 3 ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……(循環型社会推進課) ○十地改良区の定款の変更の認可……………………………………………(農業施設管理課) ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可(農業施設管理課) 3 ○道営土地改良事業変更計画の決定……………………………(農業施設管理課) ○土地改良事業の工事の完了の届出 (農業施設管理課) ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……(維持管理防災課) ○特定開発行為に関する工事の完了 (維持管理防災課) ○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………………………(都市環境課) 道立病院局告示 道教育庁教育局告示 規 則 北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。 令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第1号

北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する

(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。 別記第14号様式その2(裏)、その5(裏)、その7(裏)及びその11(裏)並びに別 記第14号様式の2その1(裏)及びその3(裏)中

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア

に改める。

地方税統一QRコード対応金融機関

別記第14号様式の3その2 (1連)及び(2連)中「所属指定金融機関→加入者/コン ビニ本部控) | を「収納金融機関控等/コンビニ本部控) | に改め、同様式その

2 (5 連) (表) 中 「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア を

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア に改め、同様式その4(裏)中 地方税統一QRコード対応金融機関 |

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア に改め、同様式その6(裏)中 地方税統一QRコード対応金融機関

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を

「北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア , に改める。

地方税統一QRコード対応金融機関

別記第48号様式の3その1 (表)及びその2 (表)中「コンビニエンスストア」の次に 「・地方税統─QRコード対応金融機関 | を加える。

別記第58号様式の2の5その1中

納入(納付) 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア

納入(納付)場所

北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア・地方税統一 QRコード対応金融機関

改め、同様式その2中	
北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納	内を取り扱うコンビニエンスストア
北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納 QRコード対応金融機関	内を取り扱うコンビニエンスストア・地方税統一 に改める。
別記第66号様式の4その1 (表) 中「コンビニエンスストア」の次に「・地方税統一QRコード対応金融機関」を加え、同様式その2中 「納入場所 「納入場所	北海道指定(収納代理)金融機関・ 北海道収入取扱員・道内郵便局・ 北海道税の収納を取り扱うコンビニエンス ストア
め、同様式その3中 「	
北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納	内を取り扱うコンビニエンスストア を
北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納 QRコード対応金融機関 別記第68号様式の5(表)中	内を取り扱うコンビニエンスストア・地方税統一 に改める。
納付場所	北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱 員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビ ニエンスストア・地方税統一QRコード対応金融機関
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア	(北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正) 第2条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則(平成18年北海道規則第109号)の一部を 次のように改正する。
	別記第18号様式その1 (表) 中
納入(納付) 場所 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海	道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を
一納 入 (納 付) 場 所 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア・ 地方税統一QRコード対応金融機関	
「 納 付 場 所 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア 」」を	

納 付 場 所 | 北海道指定(収納代理)金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア・地 方税統一QRコード対応金融機関

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則又は北海道循環 資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合において は、この規則による改正後の北海道税条例施行規則及び北海道循環資源利用促進税条例施 行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

5 示

北海道告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1(1) 指 定 番 号 第422号
- (2) 指定の区域 標津郡中標津町字俵橋17線18番2、18番3 (以上2筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。)
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300 号)第13条の2第1号
- 2(1) 指 定 番 号 第423号
- (2) 指定の区域 名寄市風連町字西風連1460番1 (指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。)
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

(「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課、根室振興局保健環境部環境生活課及び上川総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 要 措 置 区 域 室蘭市高砂町一丁目25番13(次の図のとおり)
- 2 特定有害物質の種類 ベンゼン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め (「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え 置いて縦覧に供する。)

北海道告示第3号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域 | という。)を次のとおり指定する。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市高砂町一丁目25番13(次の図のとおり)
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え 置いて縦覧に供する。)

北海道告示第4号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

認可年月日 土地改良区名 令和 4.12.20 芦別市土地改良区 令和 4.12.22 月形土地改良区 同 富良野土地改良区

北海道告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

同 旭町第4区頭首工 同

福 住 頭 首 工 同

同 吉田の沢頭首工 同

同 黄金第2頭首工 同

同 黄金第4頭首工 同

同 常磐頭首工 同

北海道告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(扇山北地区(農業用用排水施設、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和4年1月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海 道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、富良野土地改良区の行う土地改良(フラヌイ地区(突発事故被害の復旧))事業の工事を令和4年8月31日に完了した旨の届出があった。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島217 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字冬島217 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第9号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神楽岡9条1丁目(Ⅱ-4-19-1535)
- 2 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神楽岡 9 条 1 丁目 (次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定されていた衝撃に関する事項 次の図のとおり
- 5 解除の理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項に掲げる政令で定める基準に該当しない区域となったため

(「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦 覧に供する。)

北海道告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の規定による次の特定開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

市 大字 地名

旭川市 神楽岡8条1丁目 3番235ほか8筆 同 神楽岡9条1丁目 3番471ほか2筆

同 神楽岡10条1丁目 3番2836ほか3筆

2 許可を受けた者の住所及び氏名 旭川市9条通9丁目2489番地 株式会社ホッポウ 代表取締役 渡邉 一憲

3 検査済証交付年月日及び番号 令和4年12月6日上旭建管第1736号

北海道告示第11号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年1月6日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・4・14号米里・行啓 通及び3・3・11号石山通)
- (3) 事業施行期間 平成27年9月15日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・2・10号環状通)
- (3) 事業施行期間 平成24年8月31日から令和6年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年1月6日

北海道病院事業管理者 鈴 木 信 實

1 落札に係る物品等の名称及び数量

循環器部門情報統合システム 一式

- 2 落札を決定した日 令和4年11月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 キヤノンメディカルシステムズ株式会社
- (2) 住 所 栃木県大田原市下石上1385番地
- 4 落札金額

38.500.000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

令和4年10月11日付け北海道道立病院局告示第22号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条两7丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年1月6日

北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

道立学校校務用パーソナルコンピュータ 一式 95台分

- 2 随意契約の相手方を決定した日 令和4年11月30日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 随意契約に係る契約金額

13.590.060円

- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

正誤

○令和 4 年12月13日 (本号第365号)

北海道告示第605号(特定調達契約に係る入札の公告)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

24 左 16

誤 バックアップソフト

正 セキュリティソフト

ページ 欄 行

25 左 27

誤 Backup software

正 Security software